

「明白な危険」あいまい

集団的自衛権の行使

拡大する「自衛」 大詰め安保法案

安全保障関連法案の審議が大詰めを迎えている。与党は16日に参院平和安全法制特別委員会採決する方針だが、衆参両院での3カ月半の審議を経て、集団的自衛権の行使はどのような状況で可能になるのかなど、不透明な点は少なくない。法案の問題点や残る課題を整理する。

安倍晋三首相は昨年5月と同7月の記者会見で、子どもを抱く母親の姿を描いたパネルを掲げた。日本周辺で有事が起き、逃げてくる日本人親子を乗せた米軍艦船を守れないが、集団的自衛権の行使容認で守れるようになる」と説明するためだった。だが、中谷元防衛相は8月26日の特別委で「邦人が乗っているか乗っていないかは(集団的自衛権行使の条件として)絶対的なものではない」と答弁した。集団的自衛権の行使は「存立危機事態」が認定され、新たに定められた要件が満たされた場合に限られる。政府は同事態を「日本の存立が脅かされ、国民の

権利が根底から覆される明白な危険がある」などと定義しており、日本人が米艦船に乗船していることは判断材料の一つに過ぎない」というのが政府の見解だ。大野元裕氏(民主)は「何が『明白な危険』に当たるのか」などと追及したが、中谷氏は「明白な危険」についてあいまいな答弁を繰り返すだけだった。政府が判断基準を詳しく明かさずするのは、紛争相手国に手の内をさらしたくないとの事情に加え、さまざまなケースに柔軟に集団的自衛権を行使できるようにしたいためだ。政府関係者は日本周辺で有事を念頭に「米国の反

「新3要件」歯止め疑問

政府が掲げる集団的自衛権行使のもう一つの「具体例」が、中東の海上交通路の要衝・ホルムズ海峡が機雷で封鎖された場合の掃海活動だ。同海峡が通れなくなれば、エネルギー供給が滞り、政府は「我が国が武力攻撃を受けた時と同様の深刻、重大な影響が及ぶ」と(中谷氏)と主張する。日本が直接攻撃される可能性がなくても、集団的自衛権を行使できると説明する。

ホルムズ海峡の機雷掃海 政府の真意見えず

だが、野党側からは現実味を疑問視する声が出た。中西健治氏(無所属クラブ)は2014年度の発電実績を基に「ホルムズ海峡が封鎖されても7・6%の電力供給が滞るだけだ」と指摘。片山虎之助氏(維新の党)も「本当に国民の権利がひっくり返るのか。機雷掃海のせいで全体が分りにくくなっている。関連法案から外せばいい」と述べ、後方支援活動として美

政府が想定する集団的自衛権行使の「具体例」

邦人を乗せた米軍艦船の防護



政府の説明
・「紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さん、子供たちが乗っている米軍艦船を、今、私たちは守ることができない」(安倍首相)
・「(米軍艦船に)邦人が乗っているかいないかは絶対的なものではない。分かりやすく説明しよう」と、邦人を乗せた米艦船による輸送の例を示した(中谷防衛相)

野党の指摘
・「女性や子どもを使い、国民感情に訴えて(法整備の根拠となる)立法事実を覆い隠す姑息(こそく)なやり方だ。『日本人を守る』という首相の発言とかけ離れている」(民主・大野元裕氏)

中東・ホルムズ海峡の機雷除去



政府の説明
・「(ホルムズ海峡が封鎖されると)エネルギー、石油の供給が滞り、単なる経済的影響にとどまらず国民の生死にかかわる重大、深刻な事態が生じうる」(中谷氏)
・「救急車のガソリンがどうなるか。電力供給も失われ、高齢者や病人の命にもかかわる」(安倍首相)

野党の指摘
・「昨年度の発電実績によると(ホルムズが封鎖されても)7.6%の電力供給が滞るだけ。これで国民の生死を分ける状況になるのか」(無所属クラブ・中西健治氏)
・「(機雷を敷設する可能性が高いとされていた)イランの大使が『そういうことはない』と発言。事態が発生する可能性は非常に低いのでは」(民主・桜井充氏)

ホルムズ海峡での機雷掃海を巡っては、国際社会の平和を乱す特定の国を、複数の国が攻撃する「集団安全保障」の武力行使の一との関係も取りざたされた。政府はこれまで、日本が自衛権を発動中に国連安全保障理事会の決議が出て集団安保の武力行使が始まった場合も自衛隊の活動継続は可能との見解を示していた。参院審議ではさらに踏み込み、新3要件を満たしていれば集団的自衛権発動

集団安全保障への参加

9条に抵触の恐れ

前でも、「集団安保」に参加できるとの認識を示した。集団安保への参加は国際紛争を解決するための武力行使などを禁じた憲法9条に抵触する懸念がある。岸田文雄外相は「極めてまれなケース」としたが、維新の党の小野次郎氏は「集団安保に関する規定は法律に書いていない。何の歯止めにもなっていないのではないか」と批判した。11月17日の参院審議で、安保法案

武力行使の新3要件(日本への攻撃が発生していない場合)
1 我が国と密接な関係にある他国への攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
「そのままでは、国民に日本が攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」(横倉裕介内閣法制局長官)
2 これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
「外交手段をまずとり、外交的な努力を重ねても重ねても防ぐことはできないという段階」(安倍晋三首相)
3 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
「一般に、他国の領域内での武力行使は日本はしない」(中谷元防衛相)

きた」と強調する。だが、判断基準が不明確なままでは、政府が「存立危機事態」を恣意的に認定できる余地が残ることになる。山田太郎氏(日本を元気にする会)は7月30日の特別委で「法律に細かい規定を書き込み、歯止めがかからない状態を避けてほしい」と訴えたが、首相は「3要件に当てはまれば自衛措置を取れる。この3要件の核心部分は法律に明記している」と答えた。ただ、実施することを提案した。これに対し、政府側は新3要件に当てはまればやる(「首相」と突っぱね続けている。かたくなにホルムズ海峡の機雷掃海にこだわる政府に対し、野党側は真意をいふかつては、桜井充氏(民主)は、米国の専門家が12年にもわたる「第3次アミーテジ・ナイ報告書」でイランがホルムズ海峡を閉鎖した場合、日本が機雷除去を行うべきだとの見解を示したことを挙げ、「米国から『やれ』と言われているのではないかと」質問。首相は「国民を守るためだ」と反論した。